

# 消費税の軽減税率制度説明会に 講師を派遣しています！

神奈川税務署では、消費税の軽減税率制度について、事業者の皆様が準備が円滑に進むよう、事業者団体の会員の皆様の集まりや勉強会などの場で制度の説明を行っております。

八者会の会員の皆様が所属されている事業者団体においても、勉強会などの機会に制度周知や説明の場を設けていただくことを、ご検討いただくようお声掛けをお願いします。

また、その勉強会などにおいて、税務署職員による説明を希望される場合には、各会の担当税務署職員までご連絡ください。

